

平成27年5月臨時会会議録

平成27年5月20日 水曜日 午前10時00分開会
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員(18名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	健康課長	荒澤宏二
教育長	武田一夫		

事務局出席者職氏名

局長	東海林智	総務主査	三原恵
主査	沼澤和也	主査	早坂和弥

議事日程

平成27年5月20日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 仮議席の指定

- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 副議長選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員指名
- 日程第 6 会期決定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 10 報告第 6 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 11 報告第 7 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 12 報告第 8 号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 13 報告第 9 号平成 26 年度新庄市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認について
- 日程第 14 報告第 10 号平成 26 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について
- 日程第 15 議案第 36 号新庄市固定資産評価員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

新田道尋臨時議長 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました新田道尋です。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。ふなれでございますので、各議員の特段の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名です。

これより平成27年5月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

新田道尋臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 開議

新田道尋臨時議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第2 議長選挙

新田道尋臨時議長 日程第2 議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

投票の記載は、記載所で行っていただきます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

新田道尋臨時議長 ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

新田道尋臨時議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

新田道尋臨時議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一人記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

新田道尋臨時議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋臨時議長 投票漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

新田道尋臨時議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山科正仁君、奥山省三君、佐藤義一君を指名いたします。よって、3名の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

新田道尋臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 18票

有効投票中

清水 清 秋 君 10票

小野 周 一 君 7票

佐藤悦子君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、清水清秋君が議長に当選されました。

当選されました清水清秋君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

当選されました清水清秋君に御挨拶をお願いいたします。

(清水清秋議長登壇)

清水清秋議長 おはようございます。

ただいまの議長選挙におきまして私、清水清秋が当選をいただきました。まことにありがとうございます。

課せられた議長の2年間、公正な立場で議会の秩序を守りながらやってまいりたいと思っております。行政との議論の場であります。秩序をきちんと保持し、そして、大いなる新庄市の未来のために議論の場を活性化したいと思っておりますので、ひとつよろしく御指導、御理解のほどをお願いいたしまして、一言当選の御礼といたします。どうもありがとうございました。

新田道尋臨時議長 臨時議長の役目は終わりました。

当選されました清水清秋君、議長就任おめでとうございます。ただいまから議長席にお着き願います。

皆様の御協力に感謝します。まことにありがとうございます。

(議長清水清秋君議長席に着く)

清水清秋議長 ただいま当選いただきました清水でございます。これから何かと皆様方にもお世話になります。ひとつ行政の方々、市長を初め執行部の皆様方、そして議会議員の皆様方、よろしく願い申し上げまして、議長席に着かせていただきます。よろしく願いいたします。

日程第3副議長選挙

清水清秋議長 日程第3に入ります。これより副議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

投票の記載は、記載所で行っていただきます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

清水清秋議長 ただいまの出席議員は18名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

清水清秋議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

清水清秋議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一人記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

清水清秋議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 投票漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

清水清秋議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山科正仁君、奥山省三君、佐藤義一君を指名いたします。よって、3名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

清水清秋議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 18票

無効投票 なし

有効投票中

遠藤敏信君 9票

石川正志君 9票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。遠藤敏信君と石川正志君の投票数はいずれも法定得票数を超えておりますが、両君の得票数は9票で同数であります。よって、地方自治法第118条第1項の規定において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、くじによって当選人を決定することにいたします。

くじは、被選挙人が議場におられますので、被選挙人にお引き願うことにいたします。

くじの手續について申し上げます。

抽せん棒は5本あり、1から5までの数字が記載されております。

まず、第1回目のくじは、第2回目のくじを引く順序を決めるためのもので、引く順番は年齢順といたします。第1回目のくじにおいて抽せん棒の数字の若い番号を引いたほうから第2回目のくじを引いていただきます。

第2回目の本くじにおいては、引いた抽せん棒の数字の若いほうを当選に決定いたします。

なお、1回目は青くじ、2回目は赤くじを使用します。

遠藤敏信君と石川正志君のお二人に登壇をお願いいたします。

立会人に山科正仁君と奥山省三君と佐藤義一君の3名をお願いいたします。

初めに、使用するくじの確認をお願いいたします。

(くじの確認)

清水清秋議長 本くじを引く順番を決めるくじを

行います。

年齢順により、初めに遠藤敏信君からくじを引いてください。次に石川正志君の順番でお願いいたします。

(くじを引く)

清水清秋議長 本くじを引く順序が決定いたしましたので、報告いたします。

最初に遠藤敏信君、次に石川正志君の順序でくじを引いていただきます。

では、くじを引いてください。

(くじを引く)

清水清秋議長 くじの結果を報告いたします。

石川正志君が当選のくじを引かれました。よって、石川正志君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました石川正志君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

当選されました石川正志君に御挨拶をお願いいたします。

(石川正志副議長登壇)

石川正志副議長 ただいまの選挙で重責を担う運びとなりました。初めの投票で約半分の同僚議員の支持をいただきましたこと、まずもって厚く感謝申し上げる次第でございます。

副議長としての最大の責務は、議長をお支えし、議会を円滑に進めることであると認識しております。我が新庄市議会がさらに市民の信頼を得られるよう、誠心誠意職務を全うする所存でございますので、これまで以上、一生懸命頑張りますので、皆様方の温かい御協力をよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

日程第4議席の指定

清水清秋議長 次に、日程第4議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

議員諸君の氏名とその議席の番号を事務局長より朗読させます。

東海林 智議会事務局長 それでは、私から朗読させていただきます。

- | | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 佐藤悦子 | 議員 |
| 2番 | 叶内恵子 | 議員 |
| 3番 | 星川豊 | 議員 |
| 4番 | 小関淳 | 議員 |
| 5番 | 山科正仁 | 議員 |
| 6番 | 佐藤卓也 | 議員 |
| 7番 | 今田浩徳 | 議員 |
| 8番 | 清水清秋 | 議員 |
| 9番 | 遠藤敏信 | 議員 |
| 10番 | 奥山省三 | 議員 |
| 11番 | 小野周一 | 議員 |
| 12番 | 高橋富美子 | 議員 |
| 13番 | 下山准一 | 議員 |
| 14番 | 新田道尋 | 議員 |
| 15番 | 森儀一 | 議員 |
| 16番 | 石川正志 | 議員 |
| 17番 | 小嶋富弥 | 議員 |
| 18番 | 佐藤義一 | 議員 |

以上です。

清水清秋議長 ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

日程第5会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第5会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において佐藤悦子君、佐藤義一君の

両名を指名いたします。

日程第6会期決定

清水清秋議長 日程第6会期決定を議題といたします。

このたびの臨時会の運営につきましては、議会運営委員会がまだ構成されておられませんので、会派代表者会で協議していただきました。その協議の結果について、代表の方から御報告をお願いいたします。

会派代表者会座長森 儀一君お願いいたします。

(森 儀一会派代表者会座長登壇)

森 儀一会派代表者会座長 御苦労さまでございます。

それでは、会派代表者会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る5月13日午前10時から、議員協議会室において各会派代表者4名出席のもと、執行部から総務課長並びに関係課長、そして議会事務局職員の出席の上、本日招集されました5月臨時会の運営について協議をいたしましたところであります。

初めに、執行部から招集日と提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、提出されます議案が、報告5件、議案1件のほか、役員を選任に関する事項でありますので、5月20日、本日1日限りとすることに決定したところであります。

次に、案件の取り扱いにつきましては、臨時会でございますので委員会への付託を省略し、本会議で審議していただくことにいたしました。

また、議事の日程は、6件の案件に先立ち、常任委員会の選任などを行っていただきますよう、会派代表者会で協議いたしましたのでござ

います。議長によりよろしく取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

以上で会派代表者会における協議の経過と結果についての報告といたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま会派代表者会の座長から報告がありましたとおり、本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時03分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第7 常任委員の選任

清水清秋議長 日程第7 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

総務文教常任委員に、

叶内 恵子 君

星川 豊 君

小関 淳 君

山科 正仁 君

高橋 富美子 君

下山 准一 君

新田 道尋 君

小嶋 富弥 君

清水 清秋

の9名を、

産業厚生常任委員に、

佐藤 悦子 君

佐藤 卓也 君

今田 浩徳 君

遠藤 敏信 君

奥山 省三 君

小野 周一 君

森 儀一 君

石川 正志 君

佐藤 義一 君

の9名を、

それぞれ指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

なお、この際お諮りいたします。

本市議会では、議長の職にある者は常任委員を辞任することを申し合わせておりますので、小職は常任委員を辞任したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任は許可されました。

それでは、これより各常任委員会の正副委員長互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時19分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて、再開いたします。

正副委員長互選結果の報告

清水清秋議長 それでは、各常任委員会の正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 高 橋 富美子 君

副委員長 星 川 豊 君

産業厚生常任委員会

委員長 佐 藤 義 一 君

副委員長 佐 藤 卓 也 君

であります。以上であります

暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時41分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第8 議会運営委員の選任

清水清秋議長 それでは、日程第8 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

小 関 淳 君

佐 藤 卓 也 君

小 野 周 一 君

高 橋 富美子 君

森 儀 一 君

佐 藤 義 一 君

以上6名の諸君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、これより議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時52分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて、再開いたします。

正副委員長互選結果の報告

清水清秋議長 それでは、正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、御報告いたします。

議会運営委員会

委員長 森 儀 一 君

副委員長 小 関 淳 君

以上であります。

日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

清水清秋議長 日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最上広域市町村圏事務組合議会議員に

星 川 豊 君

小 関 淳 君

佐藤卓也君

の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の諸君が最上広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

なお、議長も組合規約により議員になりますので、御了承をお願いいたします。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第10報告第6号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

清水清秋議長 日程第10報告第6号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 地方総選挙が終わりまして初めての臨時議会ということで、御参集いただきましてありがとうございます。

また、午前中には新議長、副議長、さらには各種委員長、議会運営委員長、議会にかかわる

全ての役職が決まりました。議会改革を通してさまざまな観点から市民との議論を深められている議員の皆さんに心から敬意を表したいと思います。今後一層、この議会の場が市民の生活向上にとってすばらしい議論の場となることをぜひよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、報告第6号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市市税条例等の改正について、3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容についてであります。個人市民税に関しましては、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成31年6月30日まで1年6カ月延長するものであります。また、ふるさと納税の普及と拡充のために、申告手続の簡素化を図る仕組みを創設しております。

固定資産税に関しましては、わがまち特例を導入できる項目の追加や、平成27年度の評価がえに伴い、税負担平準化のための土地の負担調整措置の適用期限を平成29年度まで3年間延長することを規定しております。都市計画税に関しましても、固定資産税と同様の措置を図るものであります。

軽自動車税に関しましては、一定の環境性能を有する4輪車について軽減税率を導入するとともに、2輪車等に係る税額の引き上げの時期を平成28年4月に1年延期するものであります。

ほかに、地方税法の改正に伴う条項ずれによる条文の整備等もあわせて行うものであります。

ただいま御説明申し上げました件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいま説明のありました報告第

6号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第6号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第6号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第6号は、これを承認することに決しました。

日程第11 報告第7号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

清水清秋議長 日程第11報告第7号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第7号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処

分の承認について御説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市国民健康保険税条例の改正について、3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

改正の内容についてであります。課税限度額の引き上げと軽減判定所得の引き上げを行うものであります。具体的には、基礎課税額の限度額を「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税額の限度額を「14万円」から「16万円」に引き上げます。

また、5割軽減の判定所得のうち、被保険者に対する加算額を「24万5,000円」から「26万円」に、2割軽減の加算額を「45万円」から「47万円」に引き上げるものであります。

ただいま御説明申し上げました件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいま説明のありました報告第7号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第7号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第7号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第7号は、これを承認することに決しました。

日程第12報告第8号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

清水清秋議長 日程第12報告第8号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第8号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例につきましては、本年3月定例議会におきまして慎重審議の上御可決いただいた条例でございますが、子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、所要の条文整備の必要が生じたため、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の改正について、3月31日に専決処分を行いましたので

これを報告し、議会の承認をお願いするものがあります。

主な改正の内容についてであります。市町村の条例で定めるところにより、市町村民税の均等割額、所得割額を免除された支給認定保護者が属する世帯については、市町村民税非課税世帯、所得割非課税世帯の階層区分として取り扱うものであること、さらに児童福祉施設の長が支給認定保護者である場合は、市町村民税非課税世帯として取り扱うことなどを定めております。

なお、実際の利用者負担額につきましては、改正前と全て同額であり、変更はないことを申し添えます。

ただいま御説明申し上げました件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいま説明のありました報告第8号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) ただいまの説明で、3月議会ではほぼ決まったのとほぼ内容はほとんど同じだというふうに説明を受けたんですけども、そういう意味で3月のと同じなんだろうと思いつつながら、実際の保育料がどうなるかということをよく今考えてみたところでした。

そこで、疑問が湧いてきたんです。3月議会のときに担当課長のほうからほとんど変わらない、変わらない保育料で設定したというお話を伺いました。しかし、実際は変わったということを感じております。

ちょっと言いますと、前の保育料というのは、所得税が非課税世帯というのがありまして、それが大体、ページで言うと14ページのD1の利用者負担にほぼ所得税、非課税世帯が当たって

いたと思っております。

ところが、このたび所得税非課税世帯という言い方がなくなりまして、均等割、市民税の均等割額がどうだということになりました。そこでいきますと均等割額が、これは所得税非課税の世帯です。23年度は均等割額が4万7,000円何がしだったので、均等割額D1にほぼ23年度は該当するというで同じだったと見ています。でも、26年度のでなったときに、同じ収入なのに、同じ所得税非課税なのに、均等割額が9万2,000円に26年度上がりました。というふうになりますと、つまりはD3になりました。ということで、同じ所得税非課税世帯にもかかわらず、住民税の均等割があつと上がった、倍ぐらいになったと同時に、保育料も上がっていく、こういうことになっていると見ました。

そういうふうになりますと、同じ世帯、前から所得税が非課税だった世帯のはずなんですけれども、住民税、市民税が上がったと同時に保育料も上がる。こうなりますと、子育て支援とは言いがたいような気がするんですが、保育料をそういうふうに上げた形になっているのではないかと思ったんですが、どうなんですか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 ただいまの佐藤議員からの御質問でございますが、この所得階層区分とかそういった保育料の内容につきましては、3月議会で御説明したとおりでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 3月議会で説明いただきました。そのときには課長のほうから変わらないと、子育て世帯の負担は変わらない、配慮したというふうに伺いました。

しかし、実際は、住民税が同じ所得収入にもかかわらず、所得税非課税なのに保育料が上がることになっている。市民税が上がり、さらに保育料が上がる。これはどうしても子供を持つ世帯から見れば、税金が上がり、保育料が上がる。税金が上がるのは、もちろん国から決められた子育て関係の控除がなくなった、ここから住民税がこのように上がってきたということで、そのことだけでも子育て世帯にとっては打撃なんです。さらに、このように保育料がそれに連動して上がってくるというのは、子育て世帯を痛めつけるというか、そんな気がするんですが、そこをもう一度考え直す必要、検討する必要はないのか、お聞きしたいと思います。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 3月に御説明したとおりであるのですが、佐藤議員がおっしゃるのは、いわゆる住民税において控除が23年度になくなったというところからのお話だと思います。

今回、私どもが申し上げておりますのが、昨年度までの所得税を基準にした利用料、保育料の算定方法から、今年度、住民税を基本とした保育料の算定の方法に変わっているということであります。標準的な世帯を考えて算定をした結果、所得税水準であったものと住民税水準で計算したものがほぼ差異がないように設定をしたというような御説明をさせていただいているところであります。以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第8号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第8号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

報告第8号について、承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、報告第8号はこれを承認することに決しました。

日程第13 報告第9号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

清水清秋議長 日程第13報告第9号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、報告第9号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

平成26年度の国内経済は、消費税増税の駆け込み需要の反動による個人消費の落ち込みの持ち直しがおくれ、国内経済の回復基調を鈍化させておりました。

これを受け、国においては、経済の脆弱な部分に的を絞りと、経済の好循環を確かなものとするために、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として国の26年度補正予算を成立させております。

今般の補正予算は、この国の補正予算に伴い、3月に議決いただきました地域住民生活等緊急支援交付金に係る事業や、27年度から前倒しとなった経営体育成支援事業などの3事業に加え、年度内の完了が先送りされることとなった地域総合整備資金貸付金などの4事業につきまして、平成27年度への繰り越し事業として実施するために第1表繰越明許費のみの補正予算を組んだところでございます。

年度末でありながら、予算の適切な補正を要する内容でありますので、3月27日付により専決処分をさせていただきました。ぜひ御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

清水清秋議長 ただいま説明のありました報告第9号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第9号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第9号平成26年度新庄市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第9号は、これを承認することに決しました。

日程第14報告第10号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について

清水清秋議長 日程第14報告第10号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第10号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について御説明申し上げます。

ただいま御承認いただきました報告第9号の一般会計と同様に、公共下水道事業におきましても、12月に議決いただきました国の社会資本整備総合交付金の再配分に係る管渠建設事業費及び年度内の完了が先送りされることとなった処理場建設事業費の一部を27年度への繰り越し事業として実施するために、第1表繰越明許費

のみの補正予算を組んだところでございます。

一般会計と同じく、予算の適切な補正を要する内容でありますので、3月27日付により専決処分をさせていただきました。ぜひ御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

清水清秋議長 ただいま説明のありました報告第10号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第10号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第10号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第10号は、これを承認することに決しました。

日程第15議案第36号新庄市固定資産評価員の選任について

清水清秋議長 日程第15議案第36号新庄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第36号新庄市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するという職務の性格上、本市におきましては、市の税務課長の職にある者が最も適任であるとし選任してきたところであります。

去る4月1日をもって田宮真人君を新たに税務課長に任命いたしましたので、同君を固定資産評価員に選任するため、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものであります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 ただいま説明のありました議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第36号新庄市固定資産評価員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号については、これに同意することに

決しました。

閉 会

清水清秋議長 以上で、今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時27分 閉会

新庄市議会 議長 清水清秋

会議録署名議員 佐藤悦子

〃 〃 佐藤義一